

福祉医療・福祉手当の制度

子育てや福祉関係の制度をまとめて紹介します。制度の詳細は、市ホームページ又は各問い合わせ先で確認してください。

福祉医療（医療費の助成）

対象は、各種健康保険に加入しており、生活保護を受けていない人です。

（9月1日現在）

区分	名称	対象	診療を受ける場合	受給者証期限	持ち物	問合せ
子ども・母子・父子家庭	元気っ子医療	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業後の3月31日までは入院、通院ともに対象 ・中学校卒業後の4月1日から18歳到達後の3月31日までは入院のみ対象 	<p>県内の医療機関（入院・通院とも） 被保険者証に医療費受給者証を添えて医療機関窓口へ提出</p> <p>県外の医療機関（入院・通院とも） 県内・県外の医療機関（医療費受給者証を持っていない高校生世代の入院） 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求</p>	15歳到達年度まで	①②	
	母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭又は父子家庭で、18歳未満の児童とその母又は父 ・父又は母が障害（身障手帳1・2級程度）である18歳未満の児童とその父又は母 ・父母のいない18歳未満の児童 <p>※「18歳未満の児童」とは18歳到達年度の末日までの児童です。また、父母（扶養義務者）の所得に制限があります。</p>		毎年11月1日～翌年10月31日	①②③	
障害者	障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳の障害程度1～3級の人、4級の指定を受けた腎臓機能障害及び4～6級の指定を受けた進行性筋萎縮症の人 ・療育手帳A・Bを持つ人・自閉症状群と診断された人 	<p>被保険者証に精神障害者医療費受給者証と自立支援医療受給者証を添えて医療機関窓口へ提出</p> <p>医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求</p>	おおむね3年で更新	①②④⑤	国保年金課 医療係 ☎95-9892
	精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人		2年で更新	①②⑥	
		自立支援医療受給者（精神通院）を持つ人		1年で更新	①②⑥	
後期高齢者	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療保険加入者のうち、以下のいずれかに該当する人	<p>県内の医療機関（入院・通院とも） 後期高齢者医療被保険者証に、マル福受給者証を添えて医療機関窓口へ提出</p> <p>県外の医療機関（入院・通院とも） 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求</p>	受給要件による	①⑧	
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、精神障害者、戦傷病者及び母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ・市民税非課税世帯に属しており、親族から経済的援助等を受けていない人で、3か月以上ねたきりの人又は一人暮らしの人 				

持ち物 ①被保険者証（又は組合員証）②印鑑（朱肉で押すもの）③所得証明書（転入者）④身体障害者手帳又は療育手帳⑤診断書（手帳を持っていない人で自閉症状群と診断された場合）⑥精神障害者保健福祉手帳、精神科医師の診断書又は自立支援医療受給者証（精神通院）⑦本人名義の通帳⑧その他の関係書類（受給要件によって異なるため問い合わせてください）

福祉手当 (所得制限あり)

区分	名称	対象	手当額 (月額)	支給月	持ち物	問合せ
子ども・ひとり親家庭	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人	所得制限限度額内 3歳未満の子 15,000円 3歳～小学校修了前の子 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額を超える人 中学生以下 5,000円 所得上限限度額を超える人 支給されません	2月 6月 10月	13 58 9	こども課 育成支援係 ☎95-9886
	こどもすこやか手当		子ども1人につき 2,500円			
	児童扶養手当	父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が重度の障害の状態にある子ども（18歳到達年度の末日まで。ただし特定の障害がある児童の場合は20歳未満）を養育している人 ※こどもすこやか手当、県遺児手当、児童扶養手当は申請前に聞き取りを行います。	子ども1人の場合 10,160円～43,070円 子ども2人の場合 15,250円～53,240円 3人目以降は1人増すごとに 3,050円～6,010円加算 ※所得により手当額が異なります。	1月 3月 5月 7月	14 58	
	県遺児手当		子ども1人につき 4,350円 ※4・5年目は2,175円です。	9月 11月	12 45 8	
障害者	特別児童扶養手当	20歳未満の重度（身体障害者手帳1～3級程度か療育手帳A・B程度）の障害児を監護する父か母、又は養育している人（手帳を所持していない人も診断書により手当の対象となる場合あり）	重度 52,400円 中度 34,900円	4月 8月 11月	14 56 89	福祉課 社会福祉係 ☎95-9884
	障害児福祉手当	20歳未満で精神又は身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する人	A種 21,750円 B種 16,000円 C種 14,850円	5月 8月		
	特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する人（施設入所中の人、継続して3か月以上入院の人を除く）	A種 34,150円 B種 28,350円 C種 27,300円	11月 2月	15	
	心身障害者手当	初回手帳交付時が64歳以下で、身体障害者手帳1～6級、療育手帳A～C及び精神障害者保健福祉手帳1～3級を持つ人	身障1級・療育（IQ35以下）・精神1級 4,000円 身障2級・療育（IQ36～50以下）・精神2級 3,500円 身障3級 3,000円 身障4～6級、療育（IQ51以上）、精神3級 2,000円		68 9	
	在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級かつIQ35以下の人 ②身体障害者手帳1・2級又はIQ35以下の人 ③身体障害者手帳3級かつIQ50以下の人 ※初回手帳交付が65歳以上の人、施設入所中の人、3か月以上継続入院している人を除きます。また、IQ値は療育手帳の判定によります。	①15,500円 ②③6,750円	4月 8月 12月	12 68 9	
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住で1982年1月1日以前に満20歳に達していた重度障害者のうち、外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人（公的年金受給者を除く）	20,000円		16 7	
高齢者	在宅ねたきり高齢者等福祉手当	ねたきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続している65歳以上の在宅の人（医療機関への入院、介護施設への入所などで在宅日数が1か月に10日を満たない人を除く）	5,000円	4月 8月	1	高齢介護課 高齢福祉係 ☎95-9888
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住の1926年4月1日以前生まれで、1982年1月1日以前に外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人（公的年金受給者を除く）	10,000円	12月	17	

持ち物 1 通帳 2 所得証明書（転入者） 3 被保険者証の写し又は年金加入証明書（国民年金以外の年金加入者） 4 戸籍の全部事項証明 5 その他の関係書類 6 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 7 在留カード又は特別永住者証明書 8 マイナンバーの分かるもの 9 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）